

令和6年6月18日

健康部健康推進課

令和6年度肺がん検診 区内医療機関での実施について

肺がん検診について、令和6年度10月より、現行の「検診車および区外検診機関」に加えて、区内医療機関でも下記により実施する。

記

1 令和6年度肺がん検診区内実施医療機関受診対象者

40歳以上の区民

2 令和6年度実施予定期間

区内検診実施医療機関 令和6年10月～令和7年1月

(検診車・区外検診機関 令和6年7月～令和7年3月)

3 区内検診実施医療機関での実施方法

江東区医師会に委託し、次の手順により実施する。

- ① 区から対象者あて個別に受診券・案内等を送付
- ② 受診希望者は区内検診実施医療機関に予約
- ③ 肺がん検診の実施
- ④ 医師会を通じ、専門機関での二次読影の実施
- ⑤ 検診実施医より検診結果の説明

4 自己負担金

800円

※ 生活保護受給者、住民税非課税者（寡婦(夫)控除のみなし適用による住民税非課税者を含む。）等については免除

※ 本人の希望により、健康診査との同時受診可能（健康診査も実施している医療機関に限る。）

※ 50歳以上で喫煙指数（1日の本数×年数）が600以上の方は、喀痰検査を行う。

5 区民への周知について

肺がん検診の受診券については、対象者へ6月に個別通知として発送する。

区内医療機関での検診実施については、9月21日号区報（予定）、区ホームページ等を活用し、9月中に行う。